

教育・保育提供区域の設定パターンについて

	教育・保育提供区域の設定パターン		
	1区域	3区域	6区域
設定パターンの基本的な考え方	<p>保育所利用にあたっては、保護者の通勤上の都合や特色ある施設の利用の理由などから、居住地区（10地区）を超えた利用が少なくないことを踏まえ、市内全域で1区域とするものである。</p>	<p>保育の実施については、保育に欠ける要件を満たすことが必要であり、就労を要件として保育所を利用している方が大半となっている。</p> <p>本市は都心におけるベッドタウンとしての性格を有しているように、鉄道を利用して都内へ通勤する方が多い。このことから、鉄道駅の配置バランスを重要視した区域としたものである。</p> 	<p>3区域とした理由に加えて、それぞれの地区の特性や地区間の結びつき等を考慮したものである。</p> 
設定パターンのメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○市民にとって市内全域で1区域なのでわかりやすい ○参入事業の運営・経営の観点から、市内全域（の需要）を事業エリアとして捉えることができるため、新規事業者が参入しやすい ○局所的または一時的なニーズの変化などに対して、市内全体を受け皿として調整するなど、柔軟な対応が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道駅の配置を踏まえた区域設定であるため、保護者が鉄道利用の通勤の場合などの利便性が高まる ○保育所に通う児童の8割以上は、居住地区と同じ区域の保育所を利用している状況であり、利便性は高い区域設定と考えられる ○区域として一定の広がり確保しているため、区域を超えての利用は比較的少ないものと想定できることから、比較的利用実態に合った計画としやすく、効率的な整備に繋がる ○事業者にとって、一定の広がりのある区域を事業エリアとして想定できる 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民にとって、狭い区域内に、当該区域内の需要に見合った施設・事業が整備されるため、利便性が高まる
設定パターンのデメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○従来どおりに市内全体をひとつの区域とする観点から施設・事業が整備されるため、それぞれの区域のニーズ量等に応じた利便性向上は見込まれない ○参入事業の運営・経営の観点から、市内全域（の需要）を事業エリアとして捉えることができるため、整備される地域に偏りが生じる恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ○他の区域で供給が余っている場合でも、当該区域で不足があれば供給体制を整備する必要があり、財政的不合理が生じる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者にとっては狭い区域のニーズ動向に応じた施設・事業が整備されるため、新規の施設・事業が整備しにくくなる。 ○新規の設備・事業が整備しにくくなることは、市民にとっても利便性が低くなる。 ○区域を超えた施設・事業の利用が生じやすく、利用実態に合わない計画になる恐れがある ○他の区域で供給が余っている場合でも、当該区域で不足があれば供給体制を整備する必要があり、財政的不合理が生じやすい
結 論	<p>制度運用上は最も合理的な設定であるが、利用者の視点からのメリットがない。</p>	<p>利用者の視点からのメリットがあることに加え、制度運営上も大きなデメリットは想定されないことから、総合的に最も妥当な区域設定と判断される。</p>	<p>利用者の視点からは最も利便性が高まる可能性があるが、制度運用上のデメリットがかなり大きい。</p>
<p>上記の検討を踏まえ、本市における教育・保育提供区域については3区域とし、地域子育て支援事業においても統一の区域設定とする</p>			

